

雇用保険料率の改定

CC250227
PCA給与シリーズ

令和7年4月分保険料から雇用保険料率が引き下げられます。改定の詳細は、各都道府県労働局などへお問い合わせください。

【改定内容】

旧 保険料率	雇用保険料率	被保険者負担率	事業主負担率
一般の事業	15.5/1000	6/1000	9.5/1000
農林水産・清酒製造の事業	17.5/1000	7/1000	10.5/1000
建設の事業	18.5/1000	7/1000	11.5/1000



新 保険料率	雇用保険料率	被保険者負担率	事業主負担率
一般の事業	14.5/1000	5.5/1000	9/1000
農林水産・清酒製造の事業	16.5/1000	6.5/1000	10/1000
建設の事業	17.5/1000	6.5/1000	11/1000

■ 改定への対応方法

今回の改定は、現在のプログラムで保険料率の変更を行うことにより対応できますので、**新しいプログラムの発送はありません。**

変更方法は、次項をご覧ください。

■ 保険料率の変更方法

実施時期

『PCAソフト』では、新保険料率がわかり次第あらかじめ率変更を行うことが可能です。

«ご注意»

賞与は算定期間によって使用する率が違います。詳しくはハローワークにお問い合わせください。

操作方法

以下の操作の前に、必ずデータのバックアップを実行してください。

- ① 「前準備」 - 「雇用保険の登録」を起動し、雇用保険コードを選択します。
- ② [率情報] タブで、[期間の変更] ボタンをクリックして使用期間を追加します。
[使用期間の追加] の [開始日] は、新保険料率を適用する日付（旧保険料率を適用する最終支給日の翌日から、新保険料率を適用する初回支給日まで）を入力します。

例1) 【4月分保険料を4月支給日の給与で徴収する場合】

「令和7年4月1日」に設定

例2) 【4月分保険料を5月支給日の給与で徴収する場合】

「令和7年5月1日」に設定

- ③ 被保険者負担の [雇用保険率 一般] を [5.5/1000]、[雇用保険率 建設等] を [6.5/1000] に変更して登録します（事業主負担は [雇用保険率 一般] を [9/1000]、[雇用保険率 建設等] を [11/1000]、または [10/1000] に変更して登録します）。